

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

当社は、令和 3 年 10 月 25 日をもちまして、ドコモ口座（プリペイド）・iモード利用者用の提供を終了いたしました。

つきましては、下記のとおり未使用残高の払戻しを致しますので、期間内に申出をお願い申し上げます。

記

一、払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社 NTT ドコモ

二、払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
ドコモ口座（プリペイド）・iモード利用者用

三、払戻しの申出期間
2021 年 11 月 1 日（月）～2022 年 2 月 28 日（月）
※当該期間内に申出をしなかった前払式手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

四、払戻し申出の方法
（一）弊社より払戻し対象の方に弊社所定フォームへのアクセス URL を記載したメールをお送りしますので、上記払戻し申出期間中に弊社所定フォームに必要事項をご記入ください。
（二）d 払いお問い合わせダイヤル(0120-613-360 年中無休)への架電

五、払戻の方法
お申出後、お客様にご指定頂いた銀行口座に振込む方法により、払戻しさせていただきます。手数料については、弊社負担とさせていただきます。

六、払戻しに関する問い合わせ先
・ d 払いお問い合わせダイヤル(0120-613-360 年中無休)
・ 当社ホームページ

[【重要なお知らせ】「ドコモ口座」機能の「d 払い」アプリへの統合に伴う一部機能終了等について \(docomokouza.jp\)](#)

株式会社 NTT ドコモ
令和 3 年 11 月 1 日